

キ 制度改正等に伴う調査票上の表記の変更等

【世帯票、世帯員に係る事項】

① 公的年金・恩給の受給状況

被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されることから、受給区分として、新たに「基礎年金と厚生年金と共済年金」の選択肢を追加する。

変更案

質問7 公的年金・恩給の受給状況
 受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。
 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。

| | | | |
|--------|----|----------------|---------|
| 受給している | 01 | 基礎年金 | |
| | 02 | 基礎年金と厚生年金 | |
| | 03 | 基礎年金と共済年金 | |
| | 04 | 基礎年金と厚生年金と共済年金 | |
| | 05 | 国民年金 | 08 共済年金 |
| | 06 | 福祉年金 | 09 恩給 |
| | 07 | 厚生年金 | 10 その他 |
| | 11 | 受給していない | |

現行

質問7 公的年金・恩給の受給状況
 受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。
 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。

| | | | |
|--------|----|-----------|--------|
| 受給している | 1 | 基礎年金 | |
| | 2 | 基礎年金と厚生年金 | |
| | 3 | 基礎年金と共済年金 | |
| | 4 | 国民年金 | 7 共済年金 |
| | 5 | 福祉年金 | 8 恩給 |
| | 6 | 厚生年金 | 9 その他 |
| | 10 | 受給していない | |

(審査結果)

本調査事項は、公的年金・恩給の受給状況について把握するものであるが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行（平成27年10月1日）により、共済年金は厚生年金に統一された^(注)。

これに伴い、施行日前に共済年金の受給権を有する者及び施行日前に共済年金への加入期間を有する者は、施行日以降においても加入期間に応じた職域部分について支給され、また、施行日以降の加入期間については、民間の企業年金に相当する年金払い退職給付（退職等年金給付）制度（3階部分）が設けられたことから、今後、老齢基礎年金と併せて3種類の年金を受給する者が生じるため、受給区分の選択肢として、新たに「基礎年金と厚生年金と共済年金」を追加するものであり、適当であると考えます。

(注) 共済年金の報酬比例部分（2階部分）は老齢厚生年金として支給されることとなり、また、共済年金の職域部分（3階部分）は廃止されることとなった（なお、被用者年金制度一元化の詳細については、別添1（31ページ～38ページ）参照。）。

② 手助けや見守りを要する者で自立の状況になってからの期間（6歳以上の者のみ）

手助けや見守りを必要としている者で自立の状況になってからの期間について、これまで「1～3月未満」等と「～」で表記していた選択肢を「1月以上3月未満」等に変更する。

変更案

補問9-2 期間

補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。

- | | | | |
|---|----------|---|------------|
| 1 | 1月未満 | 6 | 3年以上5年未満 |
| 2 | 1月以上3月未満 | 7 | 5年以上10年未満 |
| 3 | 3月以上6月未満 | 8 | 10年以上20年未満 |
| 4 | 6月以上1年未満 | 9 | 20年以上 |
| 5 | 1年以上3年未満 | | |

現行

補問9-2 期間

補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。

- | | | | |
|---|---------|---|----------|
| 1 | 1月未満 | 6 | 3～5年未満 |
| 2 | 1～3月未満 | 7 | 5～10年未満 |
| 3 | 3～6月未満 | 8 | 10～20年未満 |
| 4 | 6月～1年未満 | 9 | 20年以上 |
| 5 | 1～3年未満 | | |

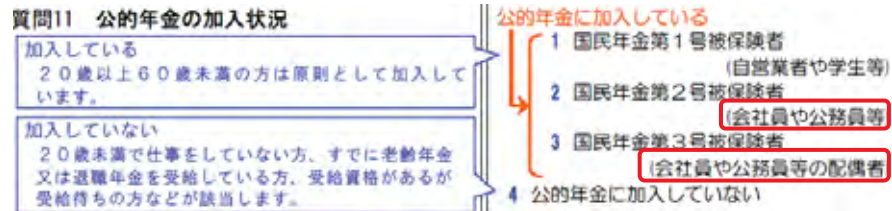
(審査結果)

本調査事項は、手助けや見守りを必要としている方の自立の状況になってからの期間を把握するものであるが、選択肢中、これまで「1～3月未満」等と「～」で期間を表記していたが、該当期間をより分かりやすく示すために「1月以上3月未満」等と表記を変更するものであり、適当であると考えます。

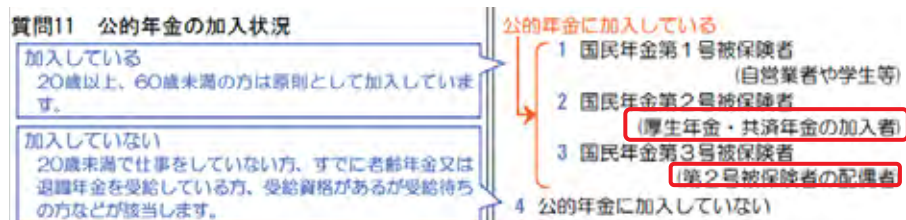
③ 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）

被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されたことに伴い、国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明をそれぞれ変更する。

変更案



現行



(審査結果)

本調査事項は、公的年金の加入状況について把握するものであるが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が平成27年10月1日から施行され、共済年金が厚生年金に統一されたことから、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を変更するものであり、適当であると考えます。

④ 介護サービスの利用状況

介護保険制度に基づく介護サービスのうち、「訪問系サービス」の介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の介護予防通所介護については、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年度から平成29年度末までの間に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行^(注)することに伴い、これらの選択肢中に「（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービス（又は通所系サービス）を含む）」との説明書きを追加する。

(注) 介護保険制度における予防給付は全国一律の基準で給付されているが、予防給付における介護サービスのうち、訪問介護及び通所介護については、市区町村において地域の実情に応じた取組が可能となるよう、地域支援事業（高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市区町村が実施する事業）として、予防給付から総合事業に移行することとなったものである。

変更案

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

| サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます) | |
|-------------------------------------|---|
| 1 | 訪問系サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護(※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービスを含む)、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) |
| 2 | 通所系サービス (通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護(※介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービスを含む)、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護) |
| 3 | 短期入所サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護) |
| 4 | 居住系サービス(グループホーム) (認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護) |
| 5 | 小規模多機能型サービス等 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護)) |
| 6 | 配食サービス |
| 7 | 外出支援サービス |
| 8 | 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス |

現行

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

| サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます) | |
|-------------------------------------|---|
| 1 | 訪問系サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) |
| 2 | 通所系サービス (通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護) |
| 3 | 短期入所サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護) |
| 4 | 居住系サービス(グループホーム) (認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護) |
| 5 | 小規模多機能型サービス等 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護)) |
| 6 | 配食サービス |
| 7 | 外出支援サービス |
| 8 | 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス |

(審査結果)

本調査事項は、調査年の5月中に報告者が利用した全ての介護サービスを把握するために設けられたものである。

平成26年6月に公布した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の改正に伴い、平成27年度から29年度末までの間に、これまで要支援者に対する介護予防サービス（予防給付）として給付されてきた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行されることになったことから、選択肢の「訪問系サービス」の一つである介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の一つである介護予防通所介護について、それぞれ総合事業におけるサービスも含まれることを明示することとしているものであり、適当であると考え。

⑤ 65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階

65歳以上の介護を要する者の介護保険料所得段階について、第1段階及び第2段階以外の者については、選択肢の3から5のうち該当するもの1つのみ選択するよう明示する。

変更案

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。

※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

現行

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。

※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

(審査結果)

本調査事項は、65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階を把握するものであるが、従前から、報告者に対し、「介護保険料額決定通知書」に記載の所得段階区分を参考に、該当する選択肢を1つ選択して記載することとしていたが、報告者に紛れが生じないよう、設問において、該当する選択肢を1つのみ選択するよう明示することとしているものであり、適当であると考え。

⑥ 所得の種類別金額（雇用者所得）

雇用者所得を記載するに当たっての参考書類として、従前から記載している源泉徴収票（原本又は写し）及び給与明細書に加えて「確定申告書〔控〕」を追加する。

変更案

質問2

あなたは昨年1年間
（平成27年1月～12月）
に何らかの所得を受け取り
ましたか。

受け取った所得の種類ごとに
金額を記入してください。

雇用者所得 01 万円
現 行 億 千 百 十 一

1年分の所得金額がわからないときは、
1か月の収入の1.2倍にボーナス分を加
えるなどして、1年分の金額を計算して
記入してください。

働いて得た所得

勤め先から受け取った給料、賃金、賞与
（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入し
てください。アルバイト等による所得も含み
ます。

【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕
給与明細書

確定申告書〔控〕

現 行

質問2

あなたは昨年1年間
（平成24年1月～12月）
に何らかの所得を受け取り
ましたか。

受け取った所得の種類ごとに
金額を記入してください。

雇用者所得 01 万円
億 千 百 十 一

1年分の所得金額がわからないときは、
1か月の収入の1.2倍にボーナス分を加
えるなどして、1年分の金額を計算して
記入してください。

働いて得た所得

勤め先から受け取った給料、賃金、賞与
（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入し
てください。アルバイト等による所得も含み
ます。

【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕
給与明細書

(審査結果)

本調査事項は、昨年1年間に受け取った所得について、所得の種類ごとに、その金額を把握するものであるが、報告者が雇用者所得を記入する際に参考となる書類として、源泉徴収票（原本又は写し）及び給与明細書に加え、所得税の確定申告書の控えを追加するものである。

これについては、以下に該当する者等は、給与所得者であっても原則、確定申告を行う必要があり、確定申告書に記載の「給与」欄の金額が該当することから、参考書類として追加することとしているものであり、適当であると考え。

- ① 給与の年間収入金額が2,000万円を超える者
- ② 1か所から給与の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える者
- ③ 2箇所以上から給与の支払を受けている者で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える者 等